

●男女共同参画センター

益城町男女共同参画センター設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに町民及び民間団体による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため男女共同参画センターを設置する。

(事業)

第3条 益城町男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する講座、講演会、研修会等の開催に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の相談に関すること。
- (4) 町民及び民間団体の活動及び交流の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画センター施設利用等に関すること。
- (6) その他、町長が必要と認める事業

●公民館

益城町公民館条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、公民館を設置する。

社会教育法第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

●地域ふれあい交流館

益城町地域ふれあい交流館条例

(設置)

第1条 地域社会のふれあいと連携を図り、もって住民の福祉の向上に資するため、益城町地域ふれあい交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(用途)

第3条 交流館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用途に供するものとする。

- (1) 地域住民の交流活動及び推進に関する事業
- (2) 前号に関するもののほか、町長が必要と認める事業

●複合施設建設に関する概算予算

施設面積 2,000 m² × 1 m²あたり施設建設費 500 千円 = 1,000,000 千円





※施設の大きさや建設予定地により今後変更する可能性があります。

施 設	面積・建設費 (想定)	補助金等 (現状)	町負担率 (想定)
男女共同参画センター	【面積】 約 600 m ² 【建設費】 約 3 億円	【補助金】 なし 【起債】 一般単独災害復旧事業債 ・起債充当率 100% ・交付税措置 85.5%	14.5%
公民館	【面積】 約 1,000 m ² 【建設費】 約 5 億円	【補助金】 社会教育施設補助災害復旧事業 ・事業費の 2/3 【起債】 補助災害復旧事業債 ・起債充当率 100% ・交付税措置 95%	1.7%
地域ふれあい交流館	【面積】 約 400 m ² 【建設費】 約 2 億円	【補助金】 なし 【起債】 一般単独災害復旧事業債 ・起債充当率 100% ・交付税措置 85.5%	14.5%

●複合施設建設に関する事業スケジュール

※施設の大きさや建設予定地により今後変更する可能性があります。

・事業スケジュール

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
基本計画				
基本設計				
実施設計				
建設工事				
供用開始				